

## 建築基準法施行令等の一部改正について（平成28年6月1日施行）

建築物における事故・災害対策の徹底や、建築関連手続きの合理化など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務となっています。

これを受け、建築基準法（以下、「法」という。）、同法施行令（以下、「令」という。）及び関連告示の改正などが行われ、平成 28 年 6 月 1 日に施行されました。

## ○改正内容

改正の主な内容は以下のとおりです。

## （１）定期報告の対象の見直し

避難安全上の観点から特に安全性を確保する必要性が高いものとして、以下に掲げる建築物等について、政令で一律に定期報告の対象とする。また、それ以外の建築物等においても特定行政庁が地域の実情に応じて定期報告を要する建築物等を追加的に指定することができる。

- ①不特定多数の者が利用する建築物及び高齢者等が就寝用途で利用する建築物のうち一定の規模等のもの
- ②エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものを除く。）
- ③上記①の建築物及びその規模に満たない小規模な病院等に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）
- ④観光用のエレベーター・エスカレーター及び高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターなど）等

【令第16条・第138条の3、平成28年国土交通省告示第240号関係】

## （２）防火・避難に関する規制の合理化

## 1) 防火上有害な損傷を許容する屋根に関する規定の見直し

防火地域、準防火地域又は法第22条第1項の規定に基づき特定行政庁が指定する市街地の区域の屋根に必要とされる性能について、不燃性の物品を保管する倉庫に類するものとして用途だけでなく、火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法も告示で定める。

【令第109条の6・第136条の2の2、平成28年国土交通省告示第693号関係】

## 2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

強化天井により、その下方からの通常の火災時の加熱に対して上方への延焼を有効に防止することができる構造とした場合は、防火上主要な間仕切壁を小屋裏又は天井裏まで設けなくてもよい。

【令第112条第2項・第114条第2項及び第3項、平成28年国土交通省告示第694号関係】

## 3) 避難関係規定について別の建築物とみなす規定の合理化

通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして、所定の構造の渡り廊下で建築物の2以上の部分が区画されている場合、当該部分は令第5章第2節（廊下、避難階段及び出入口）及び令第5章の2の2（避難上の安全の検証）の規定の適用等について、それぞれ別の建築物とみなす。

【令第117条第2項第二号・第129条の2の2・第137条の14第二号、平成28年国土交通省告示第695号関係】

## 4) 特別避難階段の付室・非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙方法の見直し

特別避難階段の付室又は階段室の構造は、通常の火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるもの、また、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造は、通常の火災時に生じる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、それ

ぞれ、告示で定める窓及び排煙設備の設置以外に、国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いることを可能とする。

【令第123条第3項第二号・第129条の13の3第13項、平成28年国土交通省告示第696号・第697号関係】

5) 非常用の進入口の設置に係る規制の合理化

吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間として告示で定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、告示で定める構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合は、非常用の進入口の設置を不要とする。

【令第126条の6第三号、平成28年国土交通省告示第786号関係】

6) 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化

建築物の避難安全性能に関し、個々の検証により国土交通大臣が認定するものについて、木造建築物を含めた全ての建築物で検証を行うことが可能となる。

【令第129条・第129条の2関係】

7) 全館避難安全検証の合理化

建築物が全館避難安全性能を有することを確かめる場合において、屋内に設ける避難階段の構造は、避難階まで直通すること以外に、屋上広場等（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）まで直通するものを認める。

【令第129条の2関係】

(3) 構造に関する規制の合理化

1) 伝統的木造構法の利用促進のための規定の合理化

木造建築物の最下階の柱と基礎との接合方法にだば継ぎ等により接合する方法を、また、床組及び小屋ばり組の変形防止に木板等を打ち付ける方法を、それぞれ告示に加える。

【令第42条第1項・第46条第3項、平成28年国土交通省告示第690号・第691号関係】

2) 既存不適格建築物の増改築時に係る規制の見直し等

吹き抜け部分の増床や階高の高い室内での中間階の設置等、建築物の架構を構成する主な部材に追加及び変更がない小規模の増改築を行う場合、現行の構造計算によらず、耐震診断基準により地震に対する安全性を確かめることができるものとする。また、既存不適格のまま増改築等を行うことができる建築物に超高層建築物（高さ60mを超える建築物）を追加する。

【令第137条の2・第137条の12第1項、平成17年国土交通省告示第566号関係】

3) 特定天井に係る規制の合理化

特定天井の構造方法として、斜め部材等を設けず、かつ、周囲の壁等との間に隙間を設けない一定の仕様を追加する。

【令第39条第3項、平成25年国土交通省告示第771号関係】

(4) その他

1) 型式適合認定の運用の合理化

型式適合認定を受けることができる型式の類型として、建築設備のみに係る規定を除いた一連の規定に適合する型式適合認定を追加する。

【令第10条第一号・第136条の2の11第一号、平成19年国土交通省告示第835号関係】

2) 確認等を要する建築設備の見直し

法第87条の2の規定により確認申請等を要する建築設備として、小荷物専用昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものを除く。）を加える。

【令第146条第1項第二号、平成28年国土交通省告示第239号関係】

詳細に関しては国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。（「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」が平成28年6月1日付けで発出されています。）

以上